



上下水第1745号
令和4年10月21日

琴浦町下水道事業審議会会長様

琴浦町長 福本まり子



下水道使用料の適正なあり方について（諮問）

下水道使用料の適正なあり方について、琴浦町下水道事業審議会条例第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諒問の趣旨

本町の下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業）は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など住民生活に重要な役割を果たす基盤施設であり、先行して農業集落排水事業を平成3年度より整備を進め、令和3年度に主要な整備を完了し、今後は老朽化した施設の改築、更新や維持管理へとシフトしていきます。

令和3年度発行の琴浦町下水道事業経営戦略において、人口減少による使用料収入の減少や老朽化した施設の改築・更新費用の増加により下水道事業の経営は今後厳しさを増していくことから経営改善が必要とされています。

下水道事業の経営基盤となるべき下水道使用料（農業集落排水施設使用料含む）の維持管理費及び資本費に対する使用料収入の割合は低く、不足する財源を一般会計からの繰入金に依存しています。

また、現行の下水道使用料について世帯員数や使用水量等を基に分析を行った結果、少人数世帯ほど負担が大きい料金体系であることが判明し、公平な使用者負担がなされていない状況です。

令和4年度より、地方公営企業法を一部適用し公営企業会計に移行したことにより、資産等の正確な把握とコストの見える化を図るようになったことから、適正な使用料のあり方について見直す時期であると考えます。

つきましては、下水道事業のみならず他の行政サービスを提供していく中で、将来にわたり安定的かつ持続的な財政運営の確保に向け、行政側での努力はもちろんのこと、受益者負担の原則による公平で適正な負担を検討するため、下水道使用料の適正なあり方について、貴審議会の意見を求めます。